

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第18条 略</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、第6号から第8号までの規定については、病気、災害等のやむを得ない事情として<u>知事</u>が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) から (8) 略</p> <p><u>(書類の提出)</u></p> <p>第20条 <u>補助事業者が知事に提出する書類は、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては嶺北林業振興事務所長）を経由して正副2部を提出しなければならない。</u></p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第21条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第22条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第18条 略</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、第6号から第8号までの規定については、病気、災害等のやむを得ない事情として<u>補助事業者</u>が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) から (8) 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第20条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第21条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、平成22年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第13条第1項第2号、第15条、第17条、第19条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の規定は平成28年4月1日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、平成22年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第13条第1項第2号、第15条、第17条、第19条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の規定は平成28年4月1日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から適用する。

別表第 1 から別表第 2 略

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式 略

別表第 1 から別表第 2 略

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式 略